

2021 年度納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム定時総会記念講演会②石村講演

[6月22日(火)定時総会記念講演会②] 税務調査のデジタル化と納税者の権利～
納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

反面調査のデジタル化と納税者の権利 ～問われる銀行照会のオンライン化

アメリカでは反面調査手続改革で、手続への納税者本人参加を実現

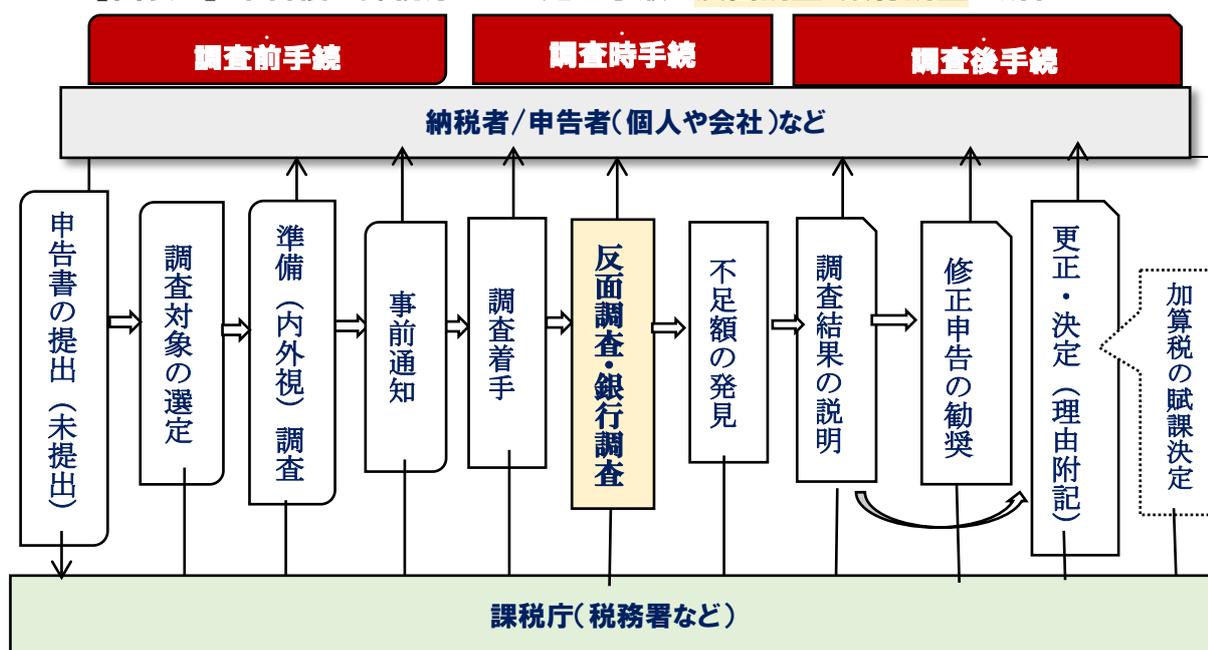
報告者 石村 耕 治

(白鷗大学名誉教授/TC フォーラム共同代表)

■はじめに～問題の所在

- ・ 所得税や法人税、消費税など主な国税や法人住民税などの地方税で、申告納税制度のもとにある税金について、納税者は、税法に従って自主的に税額を計算し納付することになっています。課税庁は、税法に従って税金を正しく申告納付していないと思われる納税者、滞納、脱税をしている納税者がいると考える場合、こうした納税者などに対して税務調査/質問検査をする権限が与えられています。
- ・ 課税庁が、納税者本人に税務調査/質問検査(「本人調査」)を実施しても十分な証拠が得られないとします。この場合、課税庁は、納税者の“取引先”や“金融機関”などに「反面調査」を実施することができます。

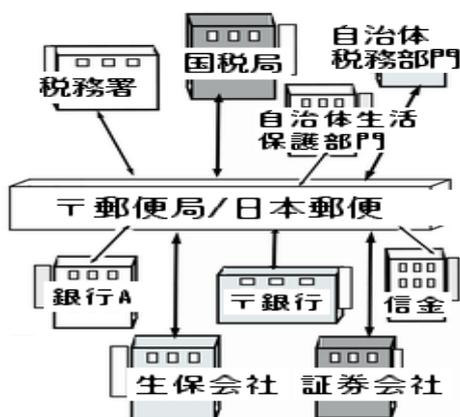
【図表1】 申告後の課税庁による処理手順と反面調査・銀行調査の所在



- ・ 課税庁が、反面調査として、銀行など金融機関に対して取引照会（「金融取引照会」、「銀行照会」といいます。）をし、回答（「金融取引照会/回答」、「銀行照会/回答」といいます。）を得るときには、これまで「文書（紙）」を金融機関に郵送してきました。このことから、郵便局/日本郵便（株）が、久しくプラットフォーム（仲介役）の業務を担ってきました。

【図表2】リアル（文書/紙）の金融取引照会モデル

リアルの金融取引照会モデル



- ・ ネット全盛の時代に入り、この金融取引照会/回答事務手続を、「文書（紙）」の郵送から、「電子（デジタル/オンライン/ネット）」でできるようにしようという動きが出てきました。「文書」から「電子」に代えるためには、プラットフォーム（仲介役）を、これまでの郵便局/日本郵便（株）から、電子のプラットフォーム（仲介役）の業務ができるIT企業に交代させる必要が出てきます。NTTデータ（株）が手を挙げました。

《言葉の使い方：本報告ではほぼ同じ意味》

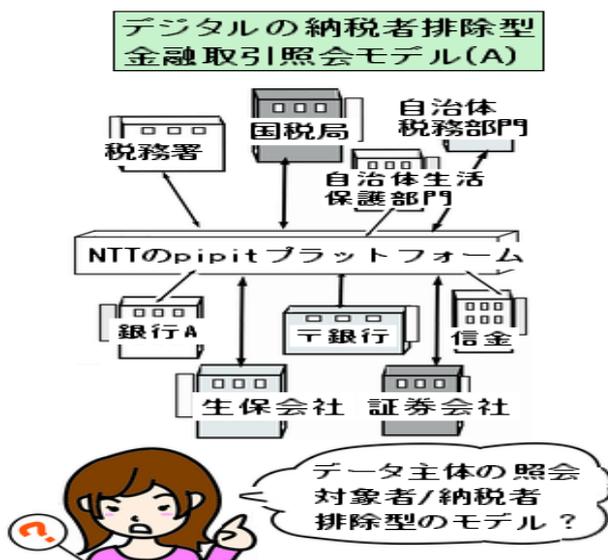
- ①文書/紙/郵便/リアル/目に見える
 - ②電子/デジタル/オンライン/ネット/自動
 - ③プラットフォーム/仲介役
- 【参考：駅のプラットホーム（和製発音）】
- ④取引照会/銀行照会/反面調査
 - ⑤電子照会/デジタル照会/オンライン照会/ネット照会/自動照会

- ・ 昨年（2020年）10月から年末まで、NTTデータ（株）は、国税庁・税務署（課税庁）の参加を得て、銀行照会/回答業務手続のデジタル化実証実験をしました。
- ・ この実験では、金融取引照会/回答業務手続を電子化（デジタル化/オンライン化/

ネット化/自動化) (以下、単に「電子化」、「デジタル化」、「オンライン化」、「自動化」ともいいます。) するために、NTT データ(株)が開発したピピットリンク(PipitLINQ)と呼ばれる「デジタル(オンライン)金融取引照会プラットフォーム」が使われました。

- ・ この実験、表向きは、あくまでも技術的な課題を解決することが狙いであるように装っています。課税庁も、事務の効率化につながりとくに問題はない、としています。

【図表3】 デジタル(電子)の金融取引照会モデル(A) 納税者排除型



- ・ しかし、このデジタル(オンライン)金融取引照会プラットフォームは、情報主体(情報を提供した本人)である納税者が完全に排除された造りになっています。こうした納税者が完全に排除された造りでは、人権リスクが高いわけです。
- ・ 税務署の職員が、コンピュータの端末キーをたたけば、納税者の知らないところで、しかも照会理由を開示しないで、安易に納税者の金融口座情報を照会し回答を得られることにもなりかねないわけです。これでは、適正な手続が確保されず、不透明極まりない、といえます。
- ・ 当然、電子化(デジタル化/オンライン化)に伴う“納税者の権利利益の保護”は、重い課題になります。なぜならば、「反面調査」は、国税通則法という法律に定める税務調査/質問検査権の行使にあたるからです。
- ・ また、公権力(国や自治体など)からの金融取引照会の求めに応じるための業務手続の電子化(デジタル化/オンライン化)は、銀行その他金融機関内部でのたんなる業務処理合理化の問題で片づけてはならないわけです。納税者の金融取引照会/回答事務手続の電子化(デジタル化/オンライン化)による、金融機関の税務調査のさらなる下請け機関化で、この国の納税者の権利はますます危機に瀕することになります。
- ・ デジタル化時代だといっても、人権ゼロのデジタル監視国家、デジタル国家総動員

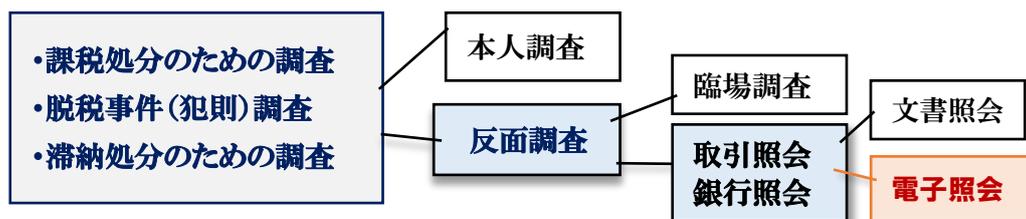
体制はゆるされるわけではありません。まさに“国民・納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる”わけです。

- ・ 反面調査、金融取引照会/回答事務手続の電子化(デジタル化/オンライン化)が法認される水準であるためには、“最低でもオンライン(デジタル)金融取引照会プラットフォームに納税者本人が参加できる手続”が必要です。
- ・ 近年、アメリカでは反面調査手続改革を実施し、手続への納税者本人の参加が実現しました。すなわち、課税庁(内国歳入庁/IRS)は、原則として、反面調査(TPC)に先立つ少なくとも 45 日前に納税者本人に事前通知をしなければならなくなりました。加えて、課税庁(IRS)は、定期的にまたは納税者本人の求めに応じて、反面調査の結果を提供しなければならなくなりました。この改正は、2019 年 8 月 16 日から実施されました。
- ・ 今回の私の報告では、こうした動きも参考にしながら、反面調査、とりわけ銀行など金融機関への取引照会/回答事務手続のオンライン化(デジタル化)、さらにはオンライン(デジタル)金融取引照会プラットフォームの仕組みに、納税者の権利をどう盛り込むのかについて、点検してみます。

◆金融取引の電子(デジタル)照会とは

- ・ 課税庁による税務調査は、大きく「本人調査」と「反面調査」に分けられます。また、反面調査は、「臨場調査」と「文書照会」とに分けられます。

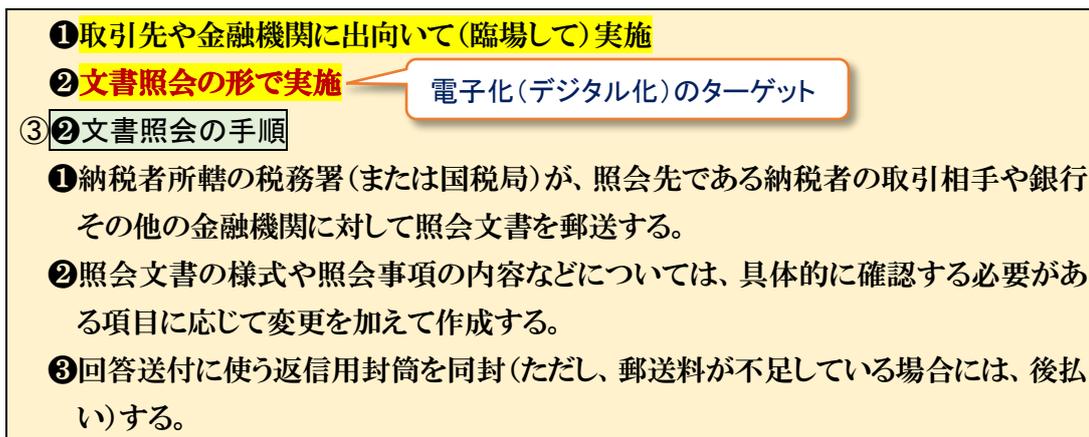
【図表4】ひと目でわかる税務調査の種類と電子照会の所在



- ・ 銀行照会(金融取引照会)、反面調査をもう少し詳しく説明すると、次のとおりです。

【図表5】銀行照会(金融取引照会)、反面調査の所在

- ① **税務署による照会の実施** 税務調査や滞納整理、犯則調査(以下「税務調査」という)において、必要があるときに、国税局・税務署の税務調査の担当者が税務調査対象者の取引先である金融機関などに対して取引照会(反面調査)を実施する。
- ② **実施方法** 税務調査で具体的に確認する必要がある項目に応じて、次の①または②の方法で実施する。

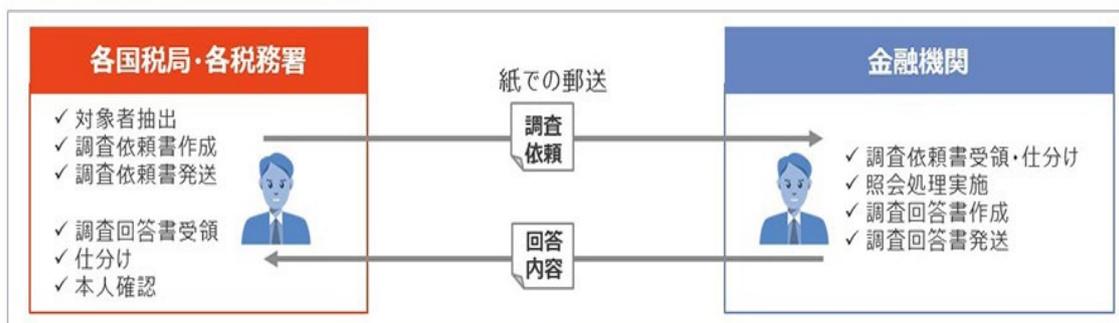


◆NTT データによる銀行照会デジタル化実証実験

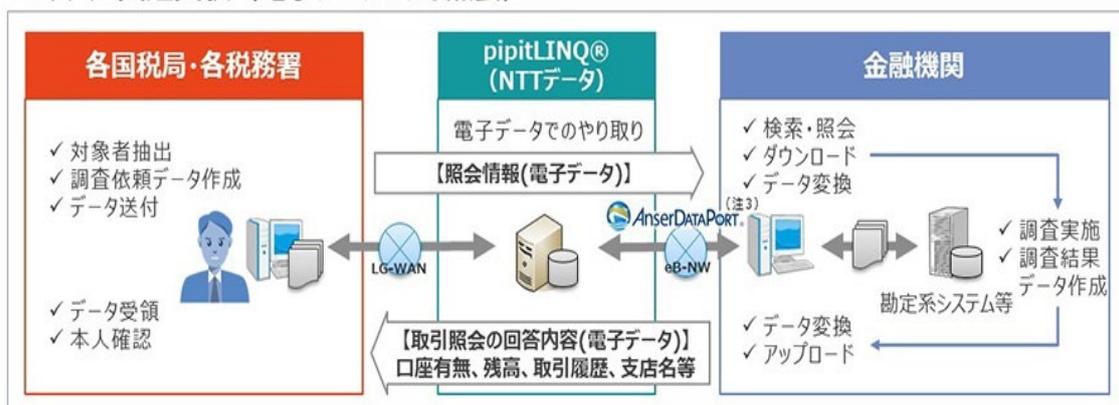
- ・ NTT データ(株)は、国税庁・税務署の参加を得て、2020年10月から年末まで、銀行(預貯金、取引履歴等)照会/回答事務手続の電子化(デジタル化/オンライン化/ネット化/自動化)の実証実験をしました。

【図表6】 文書照会 Vs 電子(デジタル/オンライン)照会

■従来の方法(紙による照会)

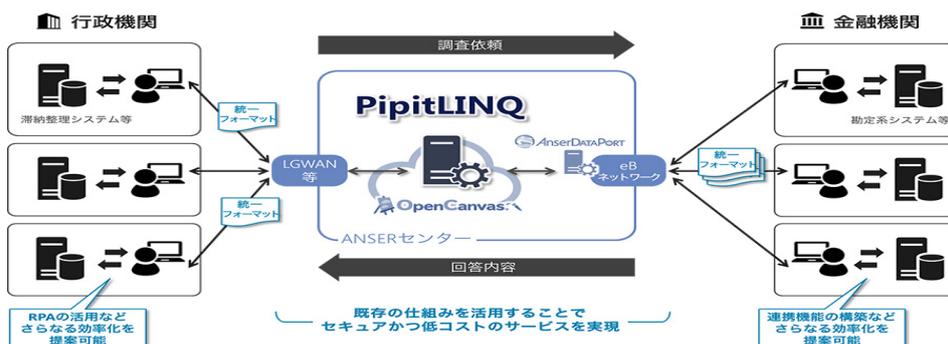


■今回の実証実験(電子データによる照会)



- ・ NTT データ(株)は実施する金融取引照会/回答事務手続のデジタル化に向けた実証実験に、自社の「ピピットリンク」サービス/デジタルプラットフォーム」を使用しました。

【図表7】 NTT データの「ピピットリンク」サービス/デジタルプラットフォーム」



(1) NTTデータ・国税庁の実証実験を読み解く

- ・ 実証実験に参加した実施機関と照会される側の金融機関(級力銀行)は、次のとおりです。

【図表8】 実証実験実施機関と協力銀行

実施機関	仙台国税局と東京国税局、福島県内の10税務署+神奈川県内の18税務署
協力銀行	東邦銀行、横浜銀行、福島銀行、ゆうちょ銀行

(2) 仲介役が郵便局から NTT データに交代

- ・ これまで、リアル(文書/紙)の金融取引照会/回答事務手続では、郵便局/日本郵政(株)がリアルプラットフォーム(仲介役)の業務を担ってきました。
- ・ これがデジタル(オンライン/電子)の金融取引照会/回答事務手続に変われば、プラットフォーム(仲介役)は、郵便局/日本郵政(株)から NTT データ(株)に代わることになります。つまり、仲介役が交代します。

【図表9】 金融取引照会の仲介役の交代



◆行政機関による金融取引照会の実態とプラットフォームの所在

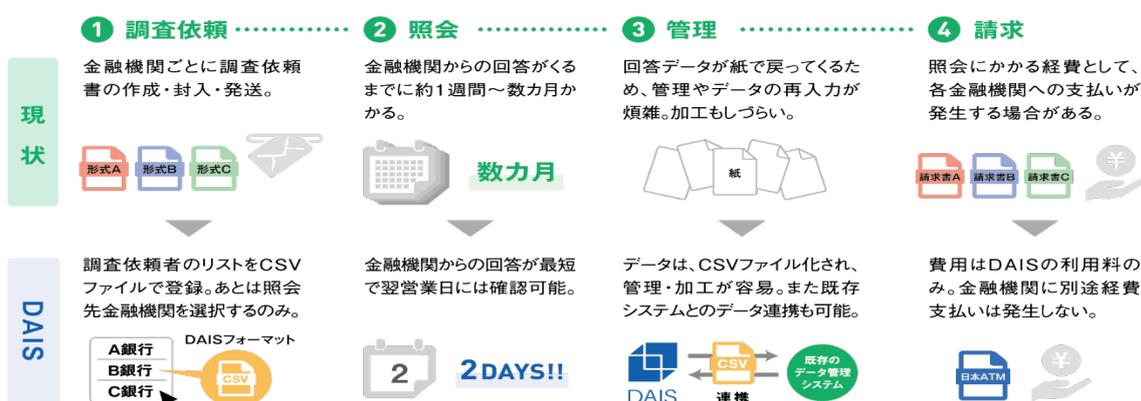
- ・ NTTデータ(株)・国税庁に加え、実際には、さまざまな行政機関が、金融取引照会を行っています。銀行その他金融機関、信用保証協会などの情報口座に置かれた私たち国民・納税者の金融取引情報は、スッポンポン常態にあります。国や自治体は、ほぼ見放題です。その目的も、各種国税や地方税関係の税務調査から、生活保護などの給付決定の際の資産調査にまでおよびます。
- ・ その数は年6,000万件にも及ぶようです。その内訳は、おおよそ次のとおりです。

【図表10】金融機関照会をする行政機関の内訳(未確定)

① 照会する主な行政機関	
①	地方税関係: 約6割
②	国税関係: 約1割
③	生活保護・国民健康保険など
② 照会を受ける金融機関	
①	銀行等: 7割弱
②	生命保険会社: 3割
③	損害保険会社
④	証券会社

- ・ 自治体が住民/納税者の金融取引(預貯金)照会に使っている日本 ATM(株)が販売する「DAIS」というオンライン(デジタル)金融取引照会プラットフォームがあります。

【図表11】日本ATM(株)のオンライン金融取引照会プラットフォーム/DAIS



*引用:ジチタイワークス WEB(2019-12-24) (<https://jichitai.works/article/details/222>)。

- ・ DAIS は、行政機関と金融機関の金融取引照会のマッチングを手がけるデジタルプラットフォーム(仲介役)で、NTT データの pipitLINQ®(ピピットリンク)と同じ種

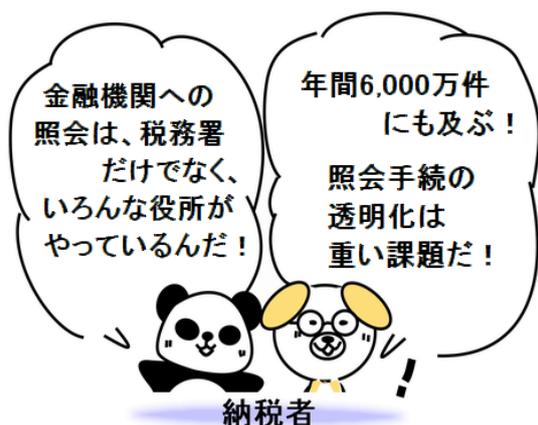
類のものです。

- ・ 導入実績は、2019年12月10日時点で、全国37行政機関で導入（*導入準備中のものを含みます。）しており、自治体/行政機関名と金融機関名は次のとおりです。

【図表12】DAIS 参加自治体名と金融機関名

<p>【自治体】地方公共団体コード順</p> <p>夕張市、滝川市、倶知安町、つくば市、小山市、千葉市、船橋市、丸亀市、まんのう町、愛媛県、高知県、高知市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市など</p>
<p>【金融機関】金融機関コード順</p> <p>北海道銀行、北陸銀行、伊予銀行、四国銀行、琉球銀行、愛媛銀行、高知銀行など</p>

- ・ ほかに、オンライン（デジタル）金融取引照会プラットフォーム・ビジネスを手掛けているIT企業があるかもしれません。ただ、ビジネスモデルはほぼ同じです。



◆そもそも銀行の金融口座情報/データは誰のもの？

- ・ NTT データ(株)が実施した実証実験では、「文書の郵送からデータのオンライン送達に転換するだけ」のように説明されています。このため、顧客の口座情報とか、金融プライバシーの保護とか、納税者の重大な権利利益問題がまったく議論の対象となりませんでした。調査対象となった銀行口座の保有者本人のプライバシー、とりわけ「金融プライバシーの自己コントロール権」が、まったく枠外におかれたまま、実証実験が開始され、終わりました。
- ・ そして、オンライン（デジタル）金融取引照会は本格実施されました。この結果、金融口座の保有者である納税者は、金融口座情報照会手続において、“植物人間”のような存在になってしまっています。
- ・ 銀行口座にある金融取引情報や証券会社の取引情報などの“金融プライバシー”について、情報主体（情報を提供する本人）である納税者は、「自己情報のコントロ

ール権」を有しています。この権利は、とりわけ情報主体である納税者が個人である場合には、憲法 13 条で保障されます。

【コラム】「自己情報のコントロール権」とは

個人のプライバシーの権利 (the right to privacy) は、憲法 13 条で保障されている、と解されています。伝統的に、プライバシー権とは「一人にさせてもらう権利 (the right to be let alone)」と解されてきました。しかし、現代の高度情報社会では、一人にさせてもらえないわけです。パソコン(PC) やスマートフォン(スマホ) でネット検索をすると、検索先がクッキーやブルートゥース (Bluetooth) の発信機ビーコン (beacon) などを使って検索者の e メールアドレスや購買嗜好などを勝手に収集、ターゲティング広告をしています。税務署などが、預貯金者本人の同意もなしに銀行に金融取引のオンライン照会を加速させているのも適例です。

こうしたことを野放しにしておくと、公私の機関に市民の人権がむしばまれてしまいます。そこで、新たなプライバシー権として、自分の情報を自分でコントロールする権利 (the right to control over others' use of information about oneself)、つまり「自己情報のコントロール権」を法認する考え方が広まったわけです。

税務署が銀行に納税者の金融口座情報の照会/調査をします。この場合、その納税者に事前に通知/連絡するように求める権利、さらには、その納税者が自分の金融口座情報に対する照会/調査履歴(アクセスログ) を求める権利などは、自己情報のコントロール権の具体的な内容といえます。

◆ デジタル化を口実に納税者情報を粗末に扱ってはいけない

- ・ 確かに、税法に基づく調査/質問検査の対象には「銀行その他の金融機関」が含まれます。とはいえ、課税庁はいつでも自由に反面調査、金融取引照会ができるというわけではありません。「調査について必要がある」場合にしかできません。言い換えると、必要がないのに調査を実施すると違法になります。
- ・ しかも、裁判所の判断によると、「必要」とは、“客観的な必要性”(最決昭 48.7.10・刑集 27 卷 7 号 1205 頁)、つまり、税務署の調査官が主観的に必要と考える場合ではなく、第三者が見ても必要があると認識できたときにはじめて調査ができることになっています。
- ・ 昨年末に実施された実証実験では、銀行口座情報のやり取りにおけるマイナンバー一取扱い、安全対策などについては、一言もふれていません。課税庁の利便性フ

アーストで、納税者には恩恵・利益ゼロは当り前の姿勢で、実証実験を行い、終了しました。

- ・ こうした情報主体(情報を提供する納税者本人)を排除した金融取引照会/回答事務手続の電子化(デジタル化/オンライン化/ネット化/自動化)システムは、銀行などの金融機関を、これまで以上に課税庁の税務調査の下請け機関にすることにつながります。
- ・ NTT データ(株)が、国税庁とタイアップして開発し、電子化された金融取引照会 / 回答システムでは、納税者本人は完全に枠外に置かれています。適正な照会なのかを客観的にチェックする仕組みもありません。当然、納税者の金融プライバシーが、一方的に課税庁に垂れ流しになることが危惧されます。金融口座のマイナンバー/法人番号での紐づけが進むなか、納税者の情報プライバシー保護や税務手続適正化の面でも重大な問題をはらんでいます。
- ・ こうしたプラットフォーム(仲介役)サービスを行政に売りつける IT 企業の側も、企業倫理、人権リスクへの備えが必要です。儲かれば良い、では済まされません。
- ・ 金融取引照会の電子化(デジタル化/オンライン化)に伴う顧客(納税者)の金融口座情報、金融プライバシーをどう保護するかなど、納税者の重大な権利利益問題が全く議論されていません。そして、実証実験が済んだということで、本格運用にいたったことは大問題です。
- ・ ネット時代の反面調査、とりわけ電子化(オンライン化)された取引照会/回答事務手続の適正化は、最も重要な課題の1つです。電子化された金融取引照会回答事務手続を仲介するオンライン(デジタル)金融取引照会プラットフォームのなかに、情報主体である納税者本人に憲法 13 条で法認される「自己情報のコントロール権」を保障するファクター/アルゴリズム(情報処理手順/やり方)を組み込む必要があります。
- ・ 仮にオンライン(デジタル)金融取引照会プラットフォームの利用が時代の流れであるとしても、私たちは、納税者参加型のモデルを求めなければなりません。
- ・ 税界には、クライアント(納税者)の側にたつてこの問題を積極的に検討しようという動きはありません。相変わらず“納税者の納税の義務の遂行に奉仕するのが職業人の責任だ”という、“税務署のお手伝いさん”のスタンスです。

◆アメリカでは反面調査手続改革を断行

～手続への納税者本人参加を実現

- ・ 最近、アメリカでは、反面調査手続改革を断行しました。これにより、連邦課税庁(IRS)は、第三者に対する反面調査を実施する際に、その手続に納税者本人を参加させる仕組みを導入しました。IRS は、2019 年 8 月 16 日から、原則として、納税

者本人に対して反面調査の先立つ少なくとも 45 日前までに事前通知をし、かつ反面調査結果の提供をしなければならなくなりました。参考までに、その仕組みを簡潔に紹介すると、次のとおりです。

【図表13】アメリカ税務行政の反面調査手続改革：手続への納税者本人参加

課税庁 (IRS) は、反面調査に先立つ少なくとも 45 日前に納税者本人に事前通知し、反面調査結果の提供を義務づける税法改正が 2019 年 8 月 16 日に実施された。

《税法改正のポイント》

- ①連邦課税庁 (IRS) は、納税者の課税処分や滞納処分をするにあたり、納税者本人に対する調査に加え、納税者の取引先など第三者に対する反面調査・照会 (TPC=Third Party Contacts) を実施することが少なくない。
- ②従来から、IRS は、反面調査 (TPC) を実施する場合、納税者本人には、事前通知 (pre-contact notice) として、IRS が発行するパンフ『納税者としてのあなたの権利 (Your Rights as a Taxpayer)』を配付することで、手続的には十分である、とされてきた。ちなみに、このパンフでは、反面調査 (TPC) について、次のように記述している。

《第三者への接触可能性》

一般に、IRS は、あなたやあなたの正式に委任を受けた代理人と直接に折衝をします。しかし、わたしたち IRS は、あなたが提供できなかった情報を必要とする場合やわたしたち IRS が受け取った情報が正しいのかを確かめたい場合には、ときおり、他の人たちと話し合いをもちます。例えば、隣人、銀行、雇用主もしくは従業員のような人たちとの接触です。この場合、通例、これらの人たちに、あなたの氏名のような、限られた情報を知らせる必要があります。法律は、わたしたち IRS が求めている情報やある情報の裏づけを取るに必要な範囲を超えてあなたの情報を開示することを禁じています。わたしたち IRS は、あなたの事案に関係が及ぶ他の人たちにも接触を広げる必要があります。わたしたち IRS がこれら他の人たちと接触している場合、あなたは、これら接触先の一覧を求める権利を有しています。あなたは、電話、文書、または対面で、その請求をすることができます。

- ③しかし、納税者や税務の専門職界は久しく、反面調査 (TPC) による納税者のプライバシー権の侵害 (infringement of taxpayer privacy rights) と信用失墜 (loss of taxpayer's reputation) の危険性を問題視してきた。
- ④こうした声を汲み取り、連邦議会は、2019 年の税制改正法である納税者ファースト法 (Taxpayer First Act of 2019) 案を通過させた。そして、2019 年 7 月 1 日に当時のトランプ大統領の署名を得て、その一部は 2019 年 8 月 16 日に発効した。この税制改正法は、いわば「トランプ版納税者権利章典法」である。中身は多様であり、発効時期も項目により異なる。
- ⑤19 年 8 月 16 日に発効した主要な改正の 1 つは、IRS が行政召喚状 (サメンズ

/summonses)を発出する際の要件の厳格化である。加えて、IRS が反面調査(TPC)を実施するに先立ち、納税者本人(税務代理人がいる場合にはその代理人を含みます。以下同じ。)にその旨を事前に通知するように義務づけたこと(Advance Notification to the Taxpayer)である。

⑥この改正を通じて導入された反面調査(TPC)の際の納税者本人への事前通知(pre-contact notice)の厳格化により、IRS は、調査期間(ただし、1年を超えてはならない。)を定めて財務省規則(TR=Treasury Regulation)に規定する反面調査(TPC)を実施するに先立つ45日前までに納税者本人に、対面(口頭)または文書送付の形で通知をするように義務づけた(内国歳入法典/IRC 7602条c項1号)。税務実務上、IRS は、納税者本人に対して「レター3164:反面調査通知書[Letter 3164: Notification of Third Party Contact]」を送付し、事前通知(pre-contact notice)を行う。

⑦税務調査の関する一般的なルールとして、従来から IRS は、原則として、本人調査を実施することなしに反面調査(TPC)は実施しないことになっている。このことから、IRS は、反面調査(TPC)の実施に先立ち、納税者に「様式4564:情報資料の請求[Form 4564: Information Documents Request]」を郵送し、納税者本人から必要な情報を入手する手続を取らなければならない。

その後、IRS の調査官は、納税者本人から提供された情報だけでは不十分で、反面調査(TPC)が必要であると判断したときには、最初の反面調査(TPC)の実施に先立ち、反面調査先に事前に反面調査通知書(Notice of Contact of Third Parties)を送達する。[ただし、反面調査対象者への報復のおそれがあると信じる正当な理由がある場合(IRC 7602条c項3号B;TR §301.7602-2(f)(3))には、「レター1995:情報請求のための反面調査書(Letter 1995: Third Party Contact Letter to Request Information)」郵送する(IRN 4.11.57.2-4 Note)]

反面調査通知書を送達する場合、IRS の調査官は、その通知書に納税者からすでに提供を受けた情報を証明する必要がある旨を記す必要がある。IRS の調査官が反面調査通知書を発する場合には、次の3つの要件を充たす必要がある。

①納税者本人に対する反面調査(TPC)を実施する旨の事前通知(pre-contact notice)をすること。

②各反面調査先で求める記録

③納税者本人に対し反面調査先リスト(post-contact)を提供すること。

⑧反面調査(TPC)の際の納税者本人への事前通知(pre-contact notice)の厳格化により、IRS は、対面(口頭)での通知の場合はその日から、一方文書通知の場合には送達の日から10日経過した日から、45日後でないと反面調査(TPC)を実施することはできなくなった。この45日は、いわば納税者に与えられた“再考期間”である。この期間内に、納税者は、自発的に IRS に協力し、エビデンスを提示して、

取引の相手方に迷惑のかかり、信用を傷つけかねない反面調査(TPC)を不要とすることができる。連邦議会は、この改正の理由を、納税者は IRS との自発的納税協力を深化させることで、不要な反面調査(TPC)による取引先との関係悪化や信用失墜、プライバシーの露呈を避けることができる、と説明している。

⑨納税者への事前通知(pre-contact notice)は、反面調査先が、隣人、銀行、雇用主もしくは従業者などである場合にも、必要になる。例えば、IRS は、納税者が提出した給与所得の源泉徴収票(Form W-2)に疑問があり、その納税者の雇用主に給与や源泉税情報を照会したいとする。この場合には、その納税者に反面調査(TPC)の事前通知をしなければならない。ただし、納税者本人が雇用主に対する照会に同意しているときには、その限りでない(IRC 7602 条 c 項 3 号 A)。なお、現在その納税者との雇用や委任等の関係にある従業者、役員、信任義務を負う者などは、第三者にはあたらない。反面調査(TPC)に関し納税者本人への事前通知は、すでにふれたように口頭(対面)または文書で行うことができる。

⑩IRS は、反面調査(TPC)を実施した場合、その期間内(ただし、1 年を超えてはならない。)に照会・調査した者の記録(post-contact record)、いわゆるアクセスログを定型の書式(Third Party Contact Report Form 12175)を使って残し、定期的にまたは納税者の求めに応じて、納税者本人に提供しなければならない(IRC 7602 条 c 項 2 号)。ただ、財務省規則(TR)は、定期的な情報提供の方法については具体的な規定を欠いている。納税者の求めに応じた反面調査先の情報の提供方法について規定するに留まる。

⑪納税者本人への事前通知(pre-contact notice)と反面調査先の情報提供(報告/post-contact record)は、次の場合には適用されない。

①納税者本人がその反面調査・照会(TPC)に同意している(authorized by taxpayer)場合(IRC 7602 条 c 項 3 号 A)

②IRS が納税者本人への事前通知により租税の徴収が危険に陥る(collection jeopardized)と信じる正当な理由がある場合(IRC 7602 条 c 項 3 号 B)

③IRS が、納税者本人への事前通知により反面調査対象者が報復(reprisal)を受けると信じる正当な理由がある場合(IRC 7602 条 c 項 3 号)

④犯則調査(pending criminal investigation)中の反面調査(TPC)の場合(IRC 7602 条 c 項 3 号 C)

⑤政府機関(government entities)に対する照会の場合

⑥機密情報提供者(confidential informants)への照会の場合

⑦裁判手続にかかわる照会(non-administrative contacts)の場合

⑫アメリカでは、わが国とは真逆で、IRS による反面調査・照会(TPC)に関し納税者本人のプライバシー権(自己情報のコントロール権)を保護しよう、信用失墜を防ごうということで、納税者本人への事前通知(pre-contact notice)と反面調査先の情

報の提供(報告/ post-contact record) 手続を強化するための税法改正が実施された。アメリカでは、わが国のような納税者の権利を犠牲に税務行政のデジタル化・効率化をするために民間 IT 企業のデジタルプラットフォームを使って金融取引照会の効率化をしようとする動きはない。こうした反面調査手続のデジタル化による効率化策は、納税者の手続上の権利の常時侵害する装置を導入するものとみなされ、アメリカでは受け入れられない。

《参考文献》

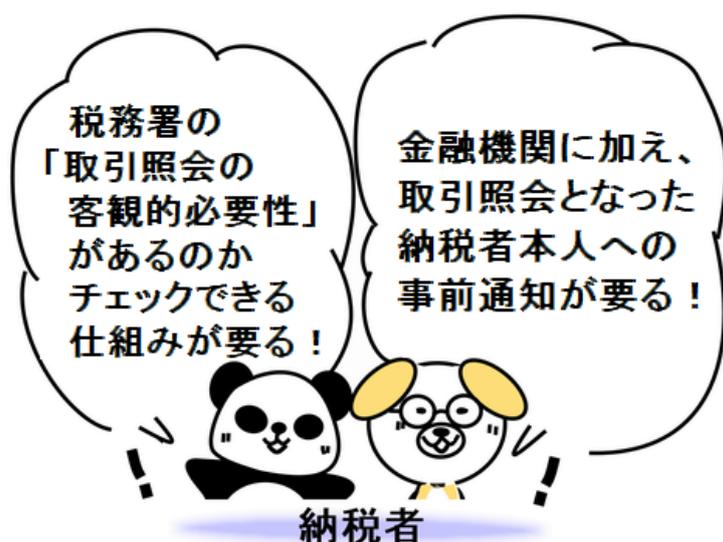
Note, “IRS Changes Its Third-Party Contact Procedures,” 131 Journal of Taxation (Oct. 2019); Robert E. McKenzie, “IRS Collection Procedures: Enhanced Privacy Rights,” 1 Rep. before Collection Division of IRS,”(March 2020)

◆わが国での反面調査手続適正化・透明化の作法

- ・ わが国でも、アメリカの立法例を参考に、リアル(実地/文書)およびオンライン(デジタル)双方の反面調査、取引照会事務手続に納税者本人を参加させ、適正化・透明化する必要があります。この場合、次のポイント重要になります。

【図表14】反面調査適正化立法のポイント

- ① 確立された「金融機関の預貯金等の調査証」の仕組みの維持/刷新
- ② 国税通則法や裁判例で確立された「調査の客観的必要性」を測る仕組み
- ③ 反面調査、金融取引照会の際の「納税者本人への通知・開示」手続導入
- ④ 憲法13条を根拠とする「納税者やその取引者の金融プライバシーの保護」
- ⑤ 「口座情報主体(納税者本人)の自己コントロール権」を保障する仕組み



- ・ 事前通知を制度化し、かつ客観的合理性を欠く取引照会に異論を唱えられるようにするには、国税通則法や地方税法のような法律に、次のような規定(仮案)を織り込むのも一案です。

【図表15】 実地および電子取引照会にかかる納税者等への事前通知(案)

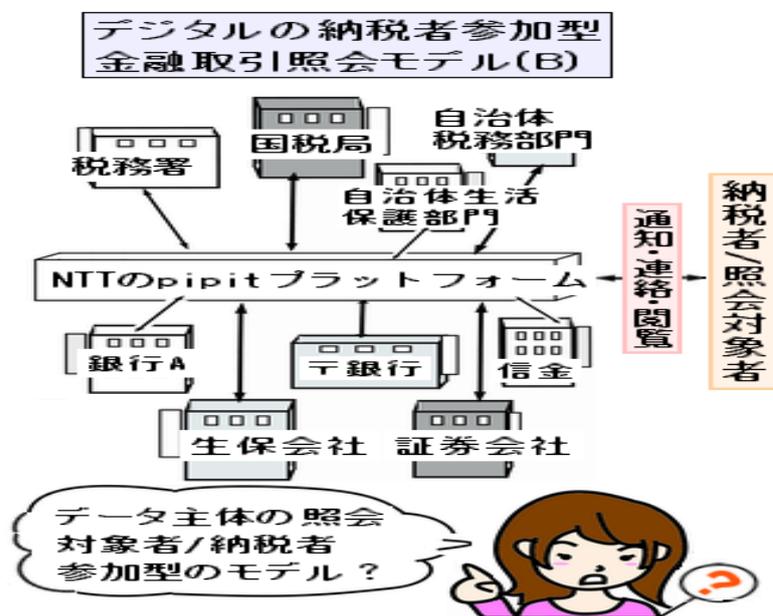
取引照会にかかる納税者等への事前通知等

税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下、同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員に対して、税務調査、滞納整理又は犯則調査(以下「税務調査」という。)において納税者の取引先である金融機関等の事業者に対して実地又は電子照会を行わせる必要がある場合には、あらかじめ、当該納税者(当該納税者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)及び当該事業者(以下「納税者等」という。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を、文書または電子メールで通知するものとする。

- 一 実地または電子の取引照会(以下この条において単に「取引照会」という。)を開始する日時
- 二 取引照会を行う場所
- 三 取引照会の理由
- 四 取引照会の対象となる税目
- 五 取引照会の対象となる期間
- 六 取引照会の対象となる帳簿書類その他の物件
- 七 その他取引照会の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税者等から、合理的な理由を付して、取引照会に合理性がないことから当該照会を停止するように求めがあった場合、又は同項に掲げる事項について変更するよう求めがあった場合には、当該照会の停止又は当該事項の変更について協議するものとする。

【図表16】 デジタル(電子)の金融取引照会モデル(B)納税者参加型



- ・ 加えて、国の課税庁以外のさまざまな行政機関が、金融機関を含む取引先等に反面調査や電子の金融取引照会をするケースにも対応できる立法が必要です。国民・納税者や住民の金融プライバシーを保護するために「金融機関口座情報照会手続法/条例(仮称)」の制定に向けて議員立法の道を探るのも一案です。

◆取引照会などに異議ある納税者の駆け込み救済をどうするのか？

税務署とか行政庁は、調査はもちろんのこと、取引照会、銀行照会のような反面調査でも、裁判所の令状・介入なしで大っぴらに実施できます。しかし、違法あるいは不当な調査が行われても、調査にあった人に対する救済の制度はきわめて不十分です。

「照会」または「調査」は、処分ではなく事実行為です。税務署が税務調査を実施した後、納税者が申告した額が不足していると考え、「更正」をします。更正は、「処分」であるから、納税者は、処分の取消しを求めて、処分をした税務署に再調査の請求ができます。それでもダメだと、国税不服審判所に審査請求ができます。それでもダメだと、地方裁判所に訴えることができます。このように、救済ルートが整備されているわけです。

ところが、税務職員によるハラスメントなど調査とか反面調査の仕方に苦情がある場合には、こうはいきません。税務署長に苦情をいうことはできます。しかし、国税不服審判所とかへ救済を求めることはできません。反面調査はもちろんのこと、納税者に対するリアルな調査(実地調査)は、事前通知をしないで行われることも少なくない

のが実状です。いったん調査が実施されてしまうと、事実上原状回復は難しいのです。どうしても納得できないときには、国家賠償法に基づいて地方裁判所に、いわゆる損失補償(金銭補償)を求めるになります。しかし、裁判所は損失補償には極めて救済には消極的です。また、調査が違法に行われたことを理由に更正処分を取り消してくれと訴えても、そうした訴えを認めることにも極めて消極的です。

このように課税庁職員の対応に不満がある納税者を、どのように救済する仕組みを整えるのかは重い課題です。

もちろん、納税者が、銀行照会ないし反面調査で自分の権利利益を侵害されたとして、現在ある制度を使って駆け込み救済を求めるとすれば、利用できる制度がないわけではありません。「納税者支援調整官」制度です。この制度は、あまり知られていません。合理的、客観的に必要のない反面調査・取引照会とか、税務調査時の調査官のハラスメントとか、修正申告の強要とか「事実行為」に対する苦情は、納税者支援調整官の申出・付託し、正義を求めるのも一案です。

納税者支援調整官の運用実態については、後ほど、平石会員が詳しく報告します。

■むすびにかえて～反面調査からどう護る納税者の権利

- ・ コロナクライシスに悪乗りした菅政権のデジタルファースト政策のもと、事実上のマイナンバー(個人番号)カードの強制取得や銀行口座への付番など、いわゆる「マイナンバーパンデミック」は留まるところを知りません。
- ・ 会計検査院は、2019年度のマイナンバー制度の行政利用実態を告発しました。利用実績は、全体で想定の5.5%程度、年金・医療が1.9%、福祉が4.2%、災害対策ではゼロ、といった悲惨な結果でした(会計検査院「政府情報システムに関する会計検査の結果について」(2021年5月)47頁以下参照 [30526_02_zenbun.pdf \(jbaudit.go.jp\)](https://www.jbaudit.go.jp/30526_02_zenbun.pdf))。国民監視番号・カードとしての使い道しかないのが実状です。血税浪費、住基カードの二の舞になるのではないかと、思います。
- ・ デジタル化時代だといっても、人権ゼロのデジタル監視国家、デジタル国家総動員体制はゆるされるわけではありません。反面調査、金融取引照会/回答事務手続の電子化(デジタル化/オンライン化)は、憲法がゆるす水準のものでなければなりません。言いかえると、最低でも国民・納税者の権利を侵害しないものでなければなりません。
- ・ 反面調査は、その仕方次第では、取引先との関係悪化や信用失墜、金融プライバシーの露呈につながります。これを避けるには、反面調査手続に納税者本人を参加させるなどして、手続を適正かつ透明なものにしなければなりません。
- ・ 課税庁の金融取引照会/回答事務手続の電子化(デジタル化/オンライン化)には、NTTデータ(株)が開発したデジタルプラットフォームが使われます。しかし、このプラットフォームには、「反面調査」にかかる納税者本人の権利利益を護るアルゴリズム

ム(情報処理手順)がしっかりとインプット(挿入)されていないのです。

- ・ これでは、“恒常的な納税者の権利侵害システム”になってしまう恐れがあります。“国民・納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる”のジャスティス(正義)に反します。
- ・ NTTデータ(株)は、開発したデジタルプラットフォームについて、自身の第三者による倫理評価や人権評価が必要です。NTTデータ(株)には、自社のプラットフォームサービスが保護法益や社会的課題を侵害していないことを確認し、公表する義務があります。加えて、NTTデータ(株)や課税庁から独立した機関による適正な審査も不可欠です。
- ・ 納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラムは、反面調査、金融取引照会/回答事務手続の適正化・透明化のための立法を求めるとともに、IT企業に対して、プラットフォームを納税者の権利を護れる造りに改良するように求めて、運動を深化させる必要があります。
- ・ 以上、私の報告です。(Thank you ♥)

